

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第二十一号

##### 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条を第十八条とし、第十一条から第十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第十条の見出し中「製剤」を「製剤の」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

##### （不正受験者）

第五条 試験に関して不正行為があつた場合には、その不正行為に関係がある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。